

議案第53号 小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

小松島市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事項について、行政不服審査法の規定を踏まえた文言に改めるとともに、小松島市行政情報公開条例等と同内容の規定が置かれていることからこれを削除する等の改正を行うもの。

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成12年小松島市条例第54号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 行政情報公開条例 小松島市行政情報公開条例(平成12年7月3日小松島市条例第47号)をいう。</p> <p>(3) 個人情報保護条例 小松島市個人情報保護条例(平成12年9月29日小松島市条例第53号)をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>個人情報</u> 個人情報保護条例第2条第2号の定義による。</p> <p>(6) <u>個人情報ファイル</u> 個人情報保護条例第2条第7号の定義による。</p> <p>(7) <u>特定個人情報ファイル</u> 個人情報保護条例第2条第9号の定義による。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 行政情報公開条例 小松島市行政情報公開条例(平成12年小松島市条例第47号)をいう。</p> <p>(3) 個人情報保護条例 小松島市個人情報保護条例(平成12年小松島市条例第53号)をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>個人情報ファイル</u> 個人情報保護条例第2条第7号の定義による。</p> <p>(6) <u>特定個人情報ファイル</u> 個人情報保護条例第2条第9号の定義による。</p>	<p></p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>改正</p> <p>改正</p>

(所掌事項)

第3条 審査会は、次に掲げる各号の事項についてその権限を行うものとする。

- (1) 行政情報公開条例第15条第1項に規定する審査請求に関する審査
- (2) 個人情報保護条例第26条第1項に規定する審査請求に関する審査
- (3) (略)

2 (略)

(諮問をした場合の審査請求人等への通知等)

第4条 行政情報公開条例第15条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る開示決定について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

2 行政情報公開条例第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(所掌事項)

第3条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政情報公開条例第15条第1項の規定による諮問に応じ調査審議を行い、答申をすること。
- (2) 個人情報保護条例第26条第1項の規定による諮問に応じ調査審議を行い、答申をすること。
- (3) (略)

2 (略)

改正

改正

改正

削る

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る非開示決定を変更し、当該非開示決定に係る行政情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5条 (略)

(委員の忌避・回避)

第6条 委員が第3条第1項第1号又は第2号の職務を行うにつき、審査の公正を妨げるべき事情があるときは、審査請求人は忌避することができる。

2・3 (略)

第7～9条 (略)

(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、第3条第1項の審査を行うため必要があると認めるときは、審査庁に対し、開示請求に係る行政情報、個人情報ファイル又は特定個人情報ファイルの提出を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提出された行政情報、個人情報ファイル又は特定個人情報ファイルの開示を求めることができない。

2～4 (略)

(意見の陳述等)

第4条 (略)

(委員の忌避・回避)

第5条 委員が第3条第1項第1号又は第2号の職務を行うにつき、その公正を妨げるべき事情があるときは、審査請求人は忌避することができる。

2・3 (略)

第6～8条 (略)

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、第3条第1項の所掌事項を行うため必要があると認めるときは、審査庁に対し、開示請求に係る行政情報、個人情報ファイル又は特定個人情報ファイルの提出を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提出された行政情報、個人情報ファイル又は特定個人情報ファイルの開示を求めることができない。

2～4 (略)

(意見の陳述等)

改正

改正

改正

改正

第11条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口答で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

(提出資料の閲覧)

第12条 審査請求人及び参加人は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

第10条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の閲覧)又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

改正
改正
追加

追加

追加

改正

改正
改正

削る

<p>2 審査会は、前項の閲覧又は<u>写しの</u>交付について、日時及び場所を指定することができる。</p>	<p>2 審査会は、前項の閲覧又は交付について、日時及び場所を指定することができる。</p>	<p>削る</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>	
<p><u>第13条</u> (略) (答申書の送付等)</p>	<p><u>第12条</u> (略) (答申書の送付等)</p>	<p>改正</p>
<p><u>第14条</u> 審査会は、<u>実施機関に対し</u>答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人等に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>	<p><u>第13条</u> 審査会は、<u>第3条第1項第1号又は第2号の</u>答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>	<p>改正 改正</p>
<p><u>第15～17条</u> (略) (罰則)</p>	<p><u>2 審査会は、第3条第2項の規定による</u>答申をしたときは、<u>その内容を公表するものとする。</u></p>	<p>追加</p>
<p><u>第15～17条</u> (略) (罰則)</p>	<p><u>第14～16条</u> (略) (罰則)</p>	<p>改正</p>
<p><u>第18条</u> <u>第15条</u>の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p><u>第17条</u> <u>第14条</u>の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>改正</p>